

## 高松市あんしん通報サービス事業（在宅型）登録事業者一覧表

登録事業者名	(株)あんしんサポート		ALSOOK(株)	(株)シーモス		ALSOOK(株) 香川支社		
機種	固定型	携帯型	固定型	固定型	携帯型	固定型		
機種見本								
防水機能 ペンダント・携帯	ペンダント浴室使用可○ 完全防水ではありません	浴室使用不可 ×	ペンダント浴室使用可 ○ 完全防水ではありません	ペンダント浴室使用可 ○ 完全防水ではありません	浴室使用可 ○ 防水・防塵対応です	ペンダント浴室使用可 ○ 完全防水ではありません		
サービス基本機能	緊急対応 24時間365日緊急対応いたします。病気やけがで救急車をよんでもほしい時、緊急ボタンを押してください。							
	相談対応 24時間365日いつでも看護師等の有資格者が、健康相談、日常生活の困りごとまた、日常のちょっとした相談事を対応いたします。							
	お問い合わせ コールセンターから月1回お問い合わせをいたします。体の具合や生活の不安、最近の出来事など近況をお話しください。							
月額利用料金に含まれるもの	独自のサービス	見守りセンサー 安否確認	・センサーの取付無し ・希望者に毎日定時に安否確認（機器から自動音声を流し、安否ボタンを押す）	取付無し	希望者に設置 (後日設置可)	希望者に取付（後日設置可） 12時間動きがなければ通報 (設定時間相談可)	無し	見守りセンサー・火災センサーの取付必要 (作動させないことも可)。見守りセンサー24時間動きなければ通報
		災害時対応	災害時に電話連絡	災害時に電話連絡	災害時に電話連絡 災害以外、お問い合わせ時に、熱中症、詐欺の注意喚起等を実施	災害、災害時以外(熱中症、詐欺の注意喚起等)も、一斉通報システムにより連絡	災害による停電、電話回線断線、センサーの破壊等が起これば駆けつけ対応および電話連絡実施。	
		その他	・希望されるご家族に安否をメール配信可。 ・電池残量が少なくなると、コールセンターに通報。	・通報ボタンは1つ。ブザーを引っ張ると大音量でお知らせ、受診センターには位置情報が通知される。 ・電池残量が少くなると、コールセンターに通報されます。	自動で電池切れを受診センターへ通報されます。	・ペンドント発信機は見通し約50mからの通報が可能。 ・発声が困難な方は、ボタンによる意思表示が可。	・緊急時、異常時に警備員の駆付けます。 ・原則、自宅の鍵を預かります。 ・電話回線がない場合、無線回線の利用可能（月々1,100円を自己負担）です。	
		注意点	・ご希望の場合は、設置場所を2m延長可能（無料）。	固定電話、携帯電話の両方ともに所持していない場合でもご利用できます。 宅内使用のみ。外出先では使用できません。	自宅の鍵にキーホルダー式のセンサーを付け、外出を自動認識 ※センサー取付希望者のみ	設置場所等の事前相談可	・固定電話・携帯電話のどちらか一方あれば、利用できます。 ・宅内使用のみ。外出先では使用できません。	・24時間以上の外出をする場合と帰宅された際に、外出ボタンを押してください。（見守りセンサー作動希望者のみ） ・センサー作動希望者で鍵預かりなしの場合、必ず繋がる緊急連絡先の指定が必須です。
協力者	1人以上必須	1人以上必須	1人以上必須	1人以上必須	1人以上必須	1人以上必須	居なくても可 (鍵の複製必須)	
通信料等	緊急相談/異常通信は通話料が1分8円程度(1回)かかります。	無料	無料	無料	無料	無料	通報か有料（1警報8円程度）かかります。	

◆ サービス料金には、装置のレンタル料、装置の設置、撤去費用、装置の点検、修理等に係る費用、電池等消耗品に係る費用が含まれます。

◆ 装置のき損、紛失等、故意の場合は費用（修理代、弁償）が発生します。

◆ 延長コードや特殊回線用のアダプター等、個別の利用者に係る費用は、利用者の負担となります。

◆ オプション等上記に記載のないサービスを契約された場合に係る費用は、支給対象外となります。

◆ 住所移転に伴う移設工事については、別途個人負担が掛かる場合があります。

注 見守りセンサーは、設定した時間、動きがない場合センサーが反応してコールセンターに通報します。病気を感じるものではございません。

注 通報後、協力者に連絡が入る場合があります。その旨を必ず協力者になる方へお伝えください。

注 NTT以外の回線をご利用の方は、固定型をご利用できない場合があります。また、停電時には使用できない場合があります。

## 月額利用料金早見表

登録事業者名	(株)あんしんサポート		ALSOK(株)	(株)シーモス		ALSOK(株) 香川支社
機種名	固定型	携帯型	固定型	固定型	携帯型	固定型
	NE-HWB (岩崎通信)	キッズフォン (ソフトバンク)	HNC700 (立山科学)	ER-50Ae・60 (セイテック)	SH-03M (シャープ)	S-727・S-729 (パナソニック)
機種見本						
月額利用料金	2,343円	2,343円	2,300円	2,343円	2,343円	2,343円
利用者負担額	A 無料	無料	無料	無料	無料	無料
	B 306円	306円	306円	306円	306円	306円
	C 510円	510円	510円	510円	510円	510円
	D 2,343円	2,343円	2,300円	2,343円	2,343円	2,343円

## 世帯階層区分料金表

区分	世帯の階層区分	月額利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）又は、生計中心者が当該年度市民税を課されていない世帯	無料
B	生計中心者の当該年度市民税均等割及び所得割の合算年額が19,800円以下の世帯	306円
C	生計中心者の当該年度市民税均等割及び所得割の合算年額が19,801円以上150,300円以下の世帯	510円
D	生計中心者の当該年度市民税均等割及び所得割の合算年額が150,301円以上の世帯	実費

## 対象要件

事業の対象者は、市内に住所を有する一人暮らしの方（高齢者のみの世帯のうち、一方が寝たきりである等一人暮らしに準ずる方を含む。）で、次の各号のいずれかに該当する方とする。

(1) おおむね65歳以上の方で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定に基づく要介護状態区分が要介護に該当する旨の認定を受けている方

(2) 前号に規定する要介護の認定を受けていないが、おおむね65歳以上の方で、次に掲げる要件のいずれかに該当する方

ア 心疾患、脳血管疾患、ぜんそく等の疾患があり、安否確認の必要性が認められる方

イ 通常の電話機等によっては、外部との連絡が著しく困難と認められる方

ウ 認知症等を有し、緊急事態に対して適切に行動できないと認められる方

(3) 重度身体障害者

(4) その他市長が特別の理由があると認める方

※一人暮らしに準ずる方、(2)に該当する方は、民生委員、介護支援専門員、老人介護支援センター職員、保健師、地域包括支援センター職員のいずれかの証明が必要となります。

## 【お問い合わせ】

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

長寿福祉課（2階22番窓口）

TEL (087) 839-2346 FAX (087) 839-2352

申請書等、様式は高松市ホームページからダウンロードできます。